

6. 電子計算機等

6-1 電子計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	<p>【判断の基準】</p> <p>①サーバ型電子計算機にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定したエネルギー基準達成率が180以上であること。ただし、CPUの種類が専用CISCの場合は、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>イ. オフモード消費電力が1.0W以下であること、かつ、長期アイドルモード消費電力が備考6の算定式により算定された最大アイドルモード消費電力以下であること。</p> <p>②クライアント型電子計算機にあつては、アの要件又はイ、ウ及びエのいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率から算定したエネルギー基準達成率が200以上であること。</p> <p>イ. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ又はノートブックコンピュータの場合は、備考7アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考7イの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>ウ. ワークステーションの場合は、備考8アの算定式により算定した加重消費電力が備考8イの算定式により算定した最大加重消費電力以下であること。</p> <p>エ. シンクライアントの場合は、備考7アの算定式により算定した標準年間消費電力量が備考9の算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。</p> <p>③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあつては、搭載機器・機能の簡素化がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②一般行政事務用ノートパソコンにあつては、二次電池（バッテリー）の駆動時間が必要以上に長くないこと。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。</p> <p>④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること、又は、植物を原料とするプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p> <p>⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。</p> <p>⑥製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。</p>
-------	---

	<p>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--	---

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電子計算機」に含まれないものとする。

- ①サーバ型電子計算機のうち、複合理論性能が1秒につき20万メガ演算以上のもの
 - ②256を超えるプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの
 - ③入出力用信号伝送路（最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。）が512本以上のもの
 - ④演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの
 - ⑤複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの
 - ⑥専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの
- 2 「サーバ型電子計算機」とは、ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。
- 3 「クライアント型電子計算機」とは、サーバ型電子計算機以外の電子計算機をいう。
- 4 エネルギー基準達成率の算出方法は、次式による。なお、小数点以下は切り捨てるものとする。

$$\text{エネルギー基準達成率} = E_M / E \times 100$$

E : エネルギー消費効率（単位：W/ギガ演算）

E_M : 基準エネルギー消費効率（単位：W/ギガ演算）

5 判断の基準①イ、判断の基準②イ、ウ及びエ、備考6から備考9において使用するコンピュータの種類及び動作モードは、以下のとおり。

ア. コンピュータの種類

- 1. デスクトップコンピュータとは、主要装置（本体）が机又は床の上等に設置されることを想定したコンピュータであって、携帯用には設計されておらず、外付けのモニター、キーボード、マウス等を使用するものをいう。
- 2. 一体型デスクトップコンピュータとは、1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける単一機器としてコンピュータとコンピュータディスプレイが機能するデスクトップコンピュータをいう。
- 3. ノートブックコンピュータとは、携帯用に設計され、交流電力源への直接接続有り又は無しいずれかで長時間動作するように設計されたコンピュータであって、一体型ディスプレイ、一体型の物理キーボード及びポインティングデバイスを装備しているものをいう。
- 4. ワークステーションとは、集約的演算タスクのうち、グラフィックス、CAD、ソフトウェア開発、金融や科学的用途などに通常使用される高機能単一ユーザコンピュータをいう。
- 5. シンククライアントとは、主要機能を得るために遠隔コンピュータ資源への接続に依存する独立給電型コンピュータであって、携帯用ではなく、卓上等の常設場所への設置を想定しているものをいう（回転式記憶媒体のない機器に限る。）。また、ハードウェアとディスプレイが1つのケーブルを通じて交流電力の供給を受ける一体型シンククライアントを含む。なお、携帯用として設計され、シンククライアント及びノートブックコンピュータの定義をともに満たすコンピュータは、本項においてノートブックコンピュータに含まれるものとする。

イ. 動作モード

1. オフモードとは、主電源に接続され、製造事業者の説明書に従って使用される製品において、最低消費電力状態であり、使用者が解除する（影響を与える）ことができない状態。
2. スリープモードとは、一定時間使用されない時に、自動的に又は手動選択により入る低電力状態をいう。
3. アイドル状態とは、オペレーティングシステムやその他のソフトウェアの読込が終了し、ユーザプロファイルが作成され、初期設定によって当該コンピュータが開始する基本アプリケーションに動作が限定されており、スリープモードではない状態をいう。アイドル状態は、長期アイドルモードと短期アイドルモードの2つのモードにより構成される。
4. 長期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面を表示しない低電力状態に移行しているが、作業モードに維持されている時のモードをいう。
5. 短期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。

各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成26年7月施行）別表2-1」による。

6. 判断の基準①イのオフモード消費電力については、出荷時にイーサネットを介したネットワークからの要求に応じて、コンピュータをスリープモード又はオフモードから復帰させる機能（以下「ウェイクオンラン（WOL）」という。）が有効にされている場合は許容値として0.4Wを加算した1.4Wを適合判断に用いるものとする。

また、最大アイドルモード消費電力の算定方法は、次式による。

$$\text{最大アイドルモード消費電力 (W)} = 24.0 + (N-1) \times 8.0 + P_{\text{EEE}}$$

N：HDD（ハードディスクドライブ）又はSSD（半導体ドライブ）の搭載数

P_{EEE} ：IEEE802.3az 準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値0.2W/ギガビット

7. デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。

ア. 標準年間消費電力量

$$E = (8,760/1,000) \times (P_{\text{OFF}} \times T_{\text{OFF}} + P_{\text{SL}} \times T_{\text{SL}} + P_{\text{LI}} \times T_{\text{LI}} + P_{\text{SI}} \times T_{\text{SI}})$$

E：標準年間消費電力量（単位：kWh/年）

P_{OFF} ：オフモード消費電力（単位：W）

P_{SL} ：スリープモード消費電力（単位：W）

P_{LI} ：長期アイドルモード消費電力（単位：W）

P_{SI} ：短期アイドルモード消費電力（単位：W）

T_x ：表3-1及び表3-2に規定する年間の時間割合（単位：%）

スリープモードに替わり、代替低電力モード（10W以下の場合に限る。）を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータ並びに独立したシステムのスリープモードを持たないシンクライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（ P_{SL} ）の代わりに長期アイドルモード消費電力（ P_{LI} ）を使用することができる。

イ. 最大年間消費電力量

$$E_{\text{MAX}} = (1+A) \times (\text{TEC}_{\text{BASE}} + \text{TEC}_{\text{MEM}} + \text{TEC}_{\text{GR}} + \text{TEC}_{\text{ST}} + \text{TEC}_{\text{DIS}} + \text{TEC}_{\text{SW}} + \text{TEC}_{\text{EEE}})$$

E_{MAX} ：最大年間消費電力量（単位：kWh/年）

A：表3-3に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値

TEC_{BASE}：表 3-4 に規定する基本許容値（単位：kWh）

TEC_{MEM}：表 3-5 に規定するシステム搭載メモリの追加許容値（単位：kWh/ギガバイト）

TEC_{GR}：表 3-5 に規定する独立型グラフィックス許容値（単位：kWh）

TEC_{ST}：表 3-5 に規定する内部記憶装置（ストレージ）の追加許容値（単位：kWh）

TEC_{DIS}：表 3-5 に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{SW}：表 3-5 に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{EEE}：表 3-5 に規定する IEEE802.3az 準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値（単位：kWh/ギガビット）

- 8 ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。

ア. 加重消費電力

$$\text{加重消費電力 (W)} = 0.35 \times P_{\text{OFF}} + 0.10 \times P_{\text{SL}} + 0.15 \times P_{\text{LI}} + 0.40 \times P_{\text{SI}}$$

P_{OFF}：オフモード消費電力（単位：W）

P_{SL}：スリープモード消費電力（単位：W）

P_{LI}：長期アイドルモード消費電力（単位：W）

P_{SI}：短期アイドルモード消費電力（単位：W）

イ. 最大加重消費電力

$$\text{最大加重消費電力 (W)} = 0.28 \times (P_{\text{MAX}} + N_{\text{HDD}} \times 5) + 8.76 \times P_{\text{EEE}} \times 0.65$$

P_{MAX}：最大消費電力測定値（単位：W）

N_{HDD}：HDD（ハードディスクドライブ）又は SSD（半導体ドライブ）の搭載数

P_{EEE}：IEEE802.3az 準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値 0.2W/ギガビット

- 9 シンククライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$$E_{\text{TMAX}} = \text{TEC}_{\text{BASE}} + \text{TEC}_{\text{GR}} + \text{TEC}_{\text{WOL}} + \text{TEC}_{\text{DIS}} + \text{TEC}_{\text{EEE}}$$

E_{TMAX}：最大年間消費電力量（単位：kWh/年）

TEC_{BASE}：基本許容値 60W

TEC_{GR}：独立型グラフィックス許容値 36W

TEC_{WOL}：ウェイクオンラン（WOL）許容値 2W

TEC_{DIS}：表 3-5 に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値（単位：kWh）

TEC_{EEE}：表 3-5 に規定する IEEE802.3az 準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値（単位：kWh/ギガビット）

ただし、TEC_{GR}、TEC_{WOL}、TEC_{DIS} 及び TEC_{EEE} の許容値の加算については、出荷時に初期設定で有効にされている場合に限る。

- 10 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

- 11 判断の基準③については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

- 12 「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。

- 13 「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。
- ア. 内蔵モデム、CD/DVD、BD等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。
 - イ. 周辺機器を接続するためのUSBインターフェイスを複数備えていること。
- 14 一般行政事務用ノートパソコンの二次電池（バッテリー）に必要な駆動時間とは、停電等の緊急時において、コンピュータを終了させ、電源を遮断する（シャットダウン）ための時間が確保されていることをいう。
- 15 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 16 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 17 植物を原料とするプラスチックを使用する場合にあっては、次の事項が担保されていること。
- ア. 環境負荷低減効果に係る情報が開示・公表されていること。
 - イ. 使用済製品の回収及びリサイクルのシステムがあること。
 - ウ. リサイクルの阻害要因とならないよう、植物を原料とするプラスチックの使用部位に関する情報開示がなされていること。
- 18 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。
 - イ. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
 - ウ. マニュアルやリカバリCD等の付属品については必要最小限とするようなライセンス契約の方法を検討すること。

表1 サーバ型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区 分			基準エネルギー消費効率
CPUの種類	I/Oスロット数	CPUソケット数	
専用CISC	32未満		1,950
	32以上		2,620
RISC	8未満		13
	8以上40未満		31
	40以上		140
IA64	10未満		6.2
	10以上		22
IA32	0		1.3
	1以上7未満	2未満	1.2
		2以上4未満	1.9
		4以上	6.7
	7以上		7.4

- 備考) 1 「専用CISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたCPUのうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。
- 2 「RISC」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたCPU以外のCPUをいう。
- 3 「IA64」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたCPUのうち、専用CISC以外のものであって、64ビットアーキテクチャのものをいう。
- 4 「IA32」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたCPUのうち、専用CISC以外のものであって、32ビットアーキテクチャのものをいう。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第74号(平成22年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。以下表2において同じ。

表2 クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区 分				基準エネルギー消費効率	
クライアント型電子計算機の電源及びメモリチャネル数の種別	主記憶容量	独立型GPU	画面サイズ		
電池駆動型のものであってメモリチャネル数が2以上のもの	16ギガバイト以上			2.25	
	4ギガバイト超 16ギガバイト未満			0.34	
	4ギガバイト以下	搭載		17型以上	0.31
				17型未満	0.21
		非搭載		12型以上17型未満	0.15
				12型未満	0.21
電池駆動型以外のものであってメモリチャネル数が2以上のもののうち電源装置にACアダプターを用いるもの				0.29	
電池駆動型以外のものであってメモリチャネル数が2以上のもののうち電源装置にACアダプターを用いないもの	16ギガバイト以上			2.25	
	4ギガバイト超 16ギガバイト未満	搭載		0.51	
		非搭載		0.64	
	4ギガバイト以下			0.53	
メモリチャネル数が2未満のもの				0.51	

- 備考) 1 「メモリチャネル数」とは、メモリコントローラから分岐する主記憶装置へのバスインターフェースの論理チャネルの数をいう。
- 2 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。
- 3 「独立型 GPU」とは、画像データ処理用のプロセッサのうち、専用のローカルメモリを有するものをいう。
- 4 「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点第 2 位以下を四捨五入した数値をいう。

表 3-1 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びシンクライアントのモード別比率

モード	従来型	プロキシ対応型（完全なネットワーク接続性）			
		基本能力	遠隔復帰	サービス検知/ ネームサービス	全対応
T _{OFF}	45%	40%	30%	25%	20%
T _{SL}	5%	15%	28%	36%	45%
T _{LI}	15%	12%	10%	8%	5%
T _{SI}	35%	33%	32%	31%	30%

備考) プロキシ対応型（完全なネットワーク接続性）とは、スリープモード又は 10W 以下の電力での代替低電力モードの間、ネットワークの存在を維持し、さらなる処理を要求された場合に判断良く復帰するコンピュータの能力をいう。以下表 3-2 において同じ。

- ①基本能力とは、低電力の間、システムがネットワークへの対応とネットワークの存在を維持するためインターネットプロトコル（IPv4 及び IPv6）に対応する能力があることをいう。
- ②遠隔復帰とは、低電力の間、システムがローカルネットワークの外部からの要求に応じて復帰することをいい、基本能力を含む。
- ③ネットワーク検知/ネームサービスとは、低電力の間、システムがホストサービス及びネットワーク名の公表を可能にすることをいい、基本能力を含む。
- ④全対応とは、低電力の間、システムが基本能力、遠隔復帰及びネットワーク検知/ネームサービスに対応することをいう。

表 3-2 ノートブックコンピュータのモード別比率

モード	従来型	プロキシ対応型（完全なネットワーク接続性）			
		基本能力	遠隔復帰	サービス検知/ ネームサービス	全対応
T _{OFF}	25%	25%	25%	25%	25%
T _{SL}	35%	39%	41%	43%	45%
T _{LI}	10%	8%	7%	6%	5%
T _{SI}	30%	28%	27%	26%	25%

表 3-3 電源装置許容値 (A)

電源装置	対象機器	負荷条件別最低効率				最低平均 効率	電源装置 許容値
		10%	20%	50%	100%		
内部電源 装置 (IPS)	デスクトップ	0.81	0.85	0.88	0.85	—	0.015
		0.84	0.87	0.90	0.87	—	0.03
	一体型 デスクトップ	0.81	0.85	0.88	0.85	—	0.015
		0.84	0.87	0.90	0.87	—	0.04
外部電源 装置 (EPS)	ノートブック	0.83	—	—	—	0.88	0.015
		0.84	—	—	—	0.89	0.03
	一体型 ノートブック	0.83	—	—	—	0.88	0.015
		0.84	—	—	—	0.89	0.04

備考) 平均効率とは、定格出力電流の 25%、50%、75%及び 100%で試験したときの効率の相加平均をいう。

表 3-4 基本許容値 (TEC_{BASE})

区分	グラフィックスの種類	デスクトップ又は 一体型デスクトップ		ノートブック	
		性能	基本許容値	性能	基本許容値
0	グラフィックス全て	$P \leq 3$	69.0	$P \leq 2$	14.0
I1	一体型又は切替可能 グラフィックス	$3 < P \leq 6$	112.0	$2 < P \leq 5.2$	22.0
I2		$6 < P \leq 7$	120.0	$5.2 < P \leq 8$	24.0
I3		$P > 7$	135.0	$P > 8$	28.0
D1	独立型グラフィックス	$3 < P \leq 9$	115.0	$2 < P \leq 9$	16.0
D2		$P > 9$	135.0	$P > 9$	18.0

備考) Pの算定方法は、次式による。

$$P = \text{CPUのコア数} \times \text{CPUクロック周波数 (GHz)}$$

コア数は物理的なCPUのコア数を表し、CPUクロック周波数 (GHz) は、TDPの最大周波数を表し、ターボブースト周波数ではない。

表3-5 デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントにおける独立型グラフィックス許容値(TEC_{GR})及び追加許容値

許容値区分		デスクトップ	一体型 デスクトップ	ノートブック
TEC _{MEM} (kWh)		0.8		
TEC _{GR} (kWh)	G1	FB_BW ≤ 16	36	14
	G2	16 < FB_BW ≤ 32	51	20
	G3	32 < FB_BW ≤ 64	64	26
	G4	64 < FB_BW ≤ 96	83	32
	G5	96 < FB_BW ≤ 128	105	42
	G6	FB_BW > 128 フレームバッファ幅 < 192bit	115	48
	G7	FB_BW > 128 フレームバッファ幅 ≥ 192bit	130	60
TEC _{SW} (kWh)		0.5 × G1		適用なし
TEC _{EEE} (kWh)		8.76 × 0.2 × (0.15 + 0.35)		8.76 × 0.2 × (0.10 + 0.30)
TEC _{ST} (kWh)		26		2.6
TEC _{DIS} (kWh)		適用なし	8.76 × 0.35 × (1 + EP) × (4 × r + 0.05 × A)	8.76 × 0.30 × (1 + EP) × (2 × r + 0.02 × A)

備考) 1 TEC_{GR} は、システムに搭載した独立型グラフィックスに適用するものとする。切替可能なグラフィックスには適用しない。

2 FB_BW は、ギガバイト毎秒 (GB/s) によるディスプレイフレームバッファ幅であり、算定方法は、次式による。

$$FB_BW = \text{データレート (MHz)} \times \text{フレームバッファ幅} / (8 \times 1000)$$

3 切替可能グラフィックス (TEC_{SW}) には、独立型グラフィックス許容値 (TEC_{GR}) を適用することはできないものとする。ただし、切替可能グラフィックスを提供し、初期設定により独立型グラフィックスを有効にするデスクトップ及び一体型デスクトップコンピュータについては、該当する G1 グラフィックス許容値の 50% に相当する許容値を適用することができる。

4 TEC_{ST} は、製品に 2 つ以上の内部記憶装置 (ストレージ) が存在する場合に、1 回のみ適用することができる。

5 TEC_{DIS} における EP は、性能強化ディスプレイに関する許容値であり、次のとおり。

EP=0 : 性能強化ディスプレイなし

EP=0.3 : 性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が 27 インチ未満

EP=0.75 : 性能強化ディスプレイであり、画面の対角線が 27 インチ以上

r はスクリーン解像度 (メガピクセル)、A は可視スクリーン面積 (平方インチ)

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達 (リース・レンタル契約を含む。) 総量 (台数) に占める基準を満たす物品の数量 (台数) の割合とする。

6-2 磁気ディスク装置

(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	<p>【判断の基準】</p> <p>○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	--

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「磁気ディスク装置」に含まれないものとする。

- ①記憶容量が1ギガバイト以下のもの
- ②ディスクの直径が40mm以下のもの
- ③最大データ転送速度が1秒につき270ギガバイトを超えるもの

2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 磁気ディスク装置に係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分				基準エネルギー消費効率の算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	回転数	用途	
単体ディスク	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が1枚のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$
	ディスクサイズが75mm超であってディスク枚数が4枚以上のもの			$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が1枚のもの	5000回毎分以下		$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 29.8)$
		5000回毎分超6000回毎分以下		$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$
		6000回毎分超		$E = \exp(4.30 \times \ln(N) - 43.5)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	5000回毎分以下		$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.5)$
		5000回毎分超6000回毎分以下		$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 32.2)$
		6000回毎分超		$E = \exp(4.58 \times \ln(N) - 46.8)$
	ディスクサイズが50mm超75mm以下であってディスク枚数が4枚以上のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.9)$
ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が1枚のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.2)$	
ディスクサイズが40mm超50mm以下であってディスク枚数が2枚以上のもの			$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.9)$	
サブシステム			メインフレームサーバ用のもの	$E = \exp(1.85 \times \ln(N) - 18.8)$
			メインフレームサーバ用以外のもの	$E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$

備考) 1 「メインフレームサーバ」とは、専用 CISC（ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計された CPU のうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。）が搭載されたサーバ型電子計算機（ネットワークを介してサービス等を提供するために設計された電子計算機をいう。）をいう。

2 E 及び N は次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率

N : 回転数（単位：回毎分）

3 ln は底を e とする対数を表す。

4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 75 号（平成 22 年 3 月 31 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

6-3 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	<p>【判断の基準】</p> <p>①表1及び表2に示された基準を満たすこと。 ②動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻る事。 ③特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
--------	---

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、主としてコンピュータの表示装置として使用する標準的なもの(コンピュータモニター、デジタルフォトフレーム、サイネージディスプレイ等)であって、可視対角線画面サイズが61インチ以下のものとする。
- 2 特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 3 判断の基準③については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950:2008に準ずるものとする。
- 4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 5 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 ディスプレイに係るオンモード消費電力の基準

製品機種及び 対角線画面サイズ d (インチ)	$D_p \leq 20,000$ の場合の 消費電力 (W)	$D_p > 20,000$ の場合の 消費電力 (W)
$d < 12.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.05 \times A + 3.0$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.05 \times A + 3.0$
$12.0 \leq d < 17.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.01 \times A + 5.5$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.01 \times A + 5.5$
$17.0 \leq d < 23.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.025 \times A + 3.7$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.025 \times A + 3.7$
$23.0 \leq d < 25.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.06 \times A - 4.0$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.06 \times A - 4.0$
$25.0 \leq d \leq 61.0$	$\leq 6.0 \times r + 0.1 \times A - 14.5$	$\leq 6.0 \times r_1 + 3.0 \times r_2 + 0.1 \times A - 14.5$
$30.0 \leq d \leq 61.0$ (サイネージディスプレイに適用)	$\leq 0.27 \times A + 8.0$	

備考) 1 「r」はディスプレイ解像度(メガピクセル)を、「A」は可視画面面積(平方インチ)をそれぞれ表す。また、画素密度 D_p 及び r_1 、 r_2 の算出方法は、次式による。

$$D_p = r \times 10^6 / A$$

$D_p > 20,000$ の場合 :

$$r_1 = 20,000 \times A / 10^6, \quad r_2 = (D_p - 20,000) \times A / 10^6$$

- 2 「オンモード」とは、主機能を1つ以上提供しているときの消費電力モードをいう。
- 3 「サイネージディスプレイ」とは、一般に対角線画面サイズが12インチより大きく、画素密度が5,000以下の業務用表示板をいう。
- 4 次の①から③に示す特性及び機能をすべて有するコンピュータモニタについては、本表に従って算出された消費電力のPに許容値の P_{EP} を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
 - ①画面カバーガラスの有無にかかわらず、少なくとも85度の水平視角において最低60:1のコントラスト比が測定されるもの
 - ②2.3メガピクセル以上の基本解像度のもの
 - ③IEC 61966 2-1により規定されている、少なくともsRGBの色域サイズのもの(色空間における変化は、規定のsRGB色の99%以上に対応している限り許容される)

対角線画面サイズが27インチ未満の場合： $P_{EP} = 0.30 \times P$

対角線画面サイズが27インチ以上の場合： $P_{EP} = 0.75 \times P$
- 5 初期設定により周囲光に応じてディスプレイの明るさを自動調節する機能が有効にされている機器については、本表に従って算出された消費電力(P)に許容値の P_{ABC} を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。ただし、下記の消費電力低減率 R_{ABC} が20%未満の場合は P_{ABC} を加算しない。消費電力低減率 R_{ABC} 及び許容値 P_{ABC} の算出方法は、次式による。

$R_{ABC} = 100 \times (P_{300} - P_{10}) / P_{300}$

P_{300} は300luxの周囲光水準、 P_{10} は10luxの周囲光水準で試験したときの消費電力

$P_{ABC} = 0.10 \times P$
- 6 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラムの制度運用細則(平成25年6月施行) 別表2-2」による。

表2 ディスプレイに係るスリープモード消費電力及びオフモード消費電力の基準

スリープモード 消費電力 (W)	オフモード 消費電力 (W)
≤0.5	≤0.5

- 備考) 1 「スリープモード」とは、接続している装置又は内部要因から信号を受信した後に製品が移行する消費電力モード（接続されている機器、ネットワーク、遠隔操作装置、内部要因から信号を受け取った場合に当該モードから復帰可能であること。）をいう。
- 2 スリープモード消費電力の基準は、表3のブリッジ接続又はネットワーク能力に対するスリープモード消費電力許容値及び表4の追加能力に対するスリープモード消費電力許容値を加算して算出された値を適合判断に用いるものとする。
- 3 「オフモード」とは、電源に接続しているが、オンモード又はスリープモードのいずれの機能も提供していないときの消費モード（使用者による電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを終了させることができる。）をいう。なお、必ずしも本モードを備えている必要はなく、本モードを提供する機器の場合は、本表の基準を満たすこと。
- 4 消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタートプログラムの制度運用細則（平成25年6月施行）別表2-2」による。

表3 ブリッジ接続又はネットワーク能力に対するスリープモード消費電力許容値

能力	対象となる種類	消費電力 許容値 (W)
ブリッジ接続	USB1.x	0.1
	USB2.x	0.5
	USB3.x、ディスプレイポート（非映像接続）、サンダーボルト	0.7
ネットワーク接続	Wi-Fi	2.0
	ファストイーサネット	0.2
	ギガビットイーサネット	1.0

表4 追加能力に対するスリープモード消費電力許容値

能力	対象となる種類	消費電力 許容値 (W)
センサー	占有センサー	0.5
メモリ	フラッシュメモリカード／スマートカードリーダー、カメラインターフェース、ピクトブリッジ	0.2

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

6-4 記録用メディア

(1) 品目及び判断の基準等

記録用メディア	<p>【判断の基準】</p> <p>○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。</p> <p>①再生プラスチックがケース全体重量の 30%以上使用されていること。</p> <p>②厚さ 5mm 程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）であること。</p> <p>③植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。</p> <p>④紙製にあつては、古紙パルプ配合率 70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「記録用メディア」は、直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-RE とする。
- 2 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 3 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 4 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。
- ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

(2) 目標の立て方

当該年度の記録用メディアの調達総量（個数）に占める基準を満たす物品の数量（個数）の割合とする。